

＜平成24年度薩摩川内市事務事業評価表＞

1 事務事業の位置付け(Plan)								
事務事業名	漁港維持補修事業			担当者	瀧津 俊二、外城 康信			
所管部課名	農林水産部 林務水産課			事業の根拠(根拠法令)	薩摩川内市漁港管理条例			
事業の種類	<input type="checkbox"/> ソフト事業 <input type="checkbox"/> 建設・整備事業 <input checked="" type="checkbox"/> 施設管理 <input type="checkbox"/> 内部管理							
総合計画上の位置づけ	施策の基本方針	政策(章)	地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり	主要施策(節)	水産業の振興			
				施策(項)	安定的な水産業経営の実現			
予算科目等	会計	一般会計		款	農林水産業費			
	項	水産業費		目	漁港管理費			
	事項	漁港管理費		細事項	漁港管理費			
事業の概要								
重機を借り上げて、水産物の水揚げ作業、漁船の航行及び漁港区域内施設の利用に影響を及ぼす堆積土砂の浚渫(しゅんせつ)を行い、漁港施設の維持管理を行う事務事業である。 ・唐浜漁港緑地広場飛砂除去重機借上 1,400,000円 ・唐浜漁港海岸保全施設排水樋門砂除去重機借上 300,000円 ・寄田漁港航路・泊地浚渫重機借上 500,000円								
2 事務事業の実施 (Do)								
事業の内容	対象(誰を、何を対象とする事業か)	漁港施設の利用者(漁業者、観光客等)			事業開始年度	平成17年度		
	手段(市がどのような活動をするか)	漁港区域内に堆積する土砂の除去作業を行う。			活動指標(市として何をを行うか?)	指標名	定期的な巡回活動	
					最終目標値	利用に支障を及ぼす土砂堆積箇所の把握		
					最終年度	平成26年度		
	意図(どのような目的で事業を行うか)	漁港内への漁船の出入りの円滑化、漁船航行の安全確保及び観光客による施設利用の利便性の向上を図る。			成果指標(活動をした上で、目標となる成果をどのように設定するか?)	指標名	土砂の浚渫による漁港の適正利用	
					最終目標値	漁業者及び観光客等の施設利用の利便性向上		
最終年度					平成26年度			
経費及び指標の推移	項目	単位	平成22年度決算	平成23年度決算	平成24年度予算額	平成25年度見込み	平成26年度見込み	
	事務事業費	千円	1,186	925	2,400	2,400	2,400	
			使用料及び賃借料	1,186	925	2,400	2,400	2,400
	要員配置状況	人	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	
			職員	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30
			嘱託員 臨時職員等					
	活動指標の推移		計画どおりに進んでいる。	計画どおりに進んでいる。	計画どおりに進んでいる。	計画どおりに進めていくこととした。	計画どおりに進めていくこととした。	
成果指標の推移		安全性及び利便性の維持が図られた。	安全性及び利便性の維持が図られた。	安全性及び利便性の維持が図られた。	安全性及び利便性の維持を図ることとした。	安全性及び利便性の維持を図ることとした。		
財源内訳	事務事業費	千円	1,186	925	2,400	2,400	2,400	
	国・県支出金							
	その他							
	一般財源		1,186	925	2,400	2,400	2,400	

3 事業の視点別評価 (Check)	
妥当性	対象・手段の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 改善の余地はある <input type="checkbox"/> 妥当でない (上記選択の理由) ・利用者(漁業者、観光客等)の利便性向上や安全性を保つために必要である。
	市が関与すべき妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 市で実施すべき <input type="checkbox"/> 民間でも可能 <input type="checkbox"/> 民間で実施すべき (上記選択の理由) ・市が管理する漁港区域内(第1種漁港)であり、維持管理上、市が関与せざるを得ない。
効率性	事業費の削減余地 <input type="checkbox"/> 削減余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地はない (上記選択の理由) ・土砂の堆積が自然的に発生することから、年度毎の取り組みが必要であり、削減の余地はない。
	人件費の削減余地 <input type="checkbox"/> 削減余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地はない (上記選択の理由) ・市として最低限の管理を行っているのが現状。
有効性	成果の達成度 <input type="checkbox"/> かなり高い <input checked="" type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> 低い (上記選択の理由) ・毎年、多くの利用実態があることから、かなりの成果が期待できる。
	成果の向上余地 <input type="checkbox"/> かなりある <input checked="" type="checkbox"/> ある程度ある <input type="checkbox"/> ほとんどない (上記選択の理由) ・利用実態を踏まえ、今後も継続的な取組が必要である。
4 事業の改革・改善の方向性 (Action)	
内部評価(一次)	内部評価結果
	今後の改革の方向性 <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の事業と統合 <input type="checkbox"/> 手段の改善 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止
	上記方向の理由 ・漁港施設の円滑な利用を維持するため、今後も継続していく必要がある。
外部評価(二次)	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 ・漁港の適正利用のため、今後も定期的な巡回活動を行い、状況を把握する必要がある。
	外部評価結果
	事業の視点別評価 妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 効率性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
外部評価(二次)	今後の改革の方向性 <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の事業と統合 <input type="checkbox"/> 手段の改善 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止
	外部評価結果のまとめ

唐浜漁港緑地広場飛砂除去工事写真（平成22年8月2日）



着工前



着工前



着工前



完 成 ✓



完 成 ✓



完 成 ✓

中津小学校「海での学習」





参考条文

漁港漁場整備法（昭和二十五年五月二日法律第百三十七号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図るため、環境との調和に配慮しつつ、漁港漁場整備事業を総合的かつ計画的に推進し、及び漁港の維持管理を適正にし、もつて国民生活の安定及び国民経済の発展に寄与し、あわせて豊かで住みよい漁村の振興に資することを目的とする。

（漁港の意義）

第二条 この法律で「漁港」とは、天然又は人工の漁業根拠地となる水域及び陸域並びに施設の総合体であつて、第六条第一項から第四項までの規定により指定されたものをいう。

（略）

（漁港の種類）

第五条 漁港の種類は、次のとおりとする。

第一種漁港 その利用範囲が地元の漁業を主とするもの

第二種漁港 その利用範囲が第一種漁港よりも広く、第三種漁港に属しないもの

第三種漁港 その利用範囲が全国的なもの

第四種漁港 離島その他辺地にあつて漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの

第二章 漁港の指定

第六条

第一種漁港であつてその区域が一の市町村の区域に限られるものは、市町村長が、関係地方公共団体の意見を聴いて、名称及び区域を定めて指定する。

2～10 （略）

（略）

（漁港管理規程の制定及び変更）

第三十四条 漁港管理規程においては、政令で定めるところにより、当該漁港管理者の管理する漁港施設の維持、保全及び運営その他当該漁港の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。

2 漁港管理者は、漁港管理規程を制定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公示するとともに、農林水産大臣に届け出なければならない。

3 農林水産大臣は、漁港の維持管理の適正を図るために必要があると認めるときは、漁港管理者に対し、漁港管理規程について必要な助言又は勧告をすることができる。

4 農林水産大臣は、水産政策審議会の議を経て、模範漁港管理規程例を定めることができる。

（略）

○薩摩川内市漁港管理条例

平成16年10月12日
条例第215号

(趣旨)

第1条 この条例は、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、市が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について必要な事項を定めるものとする。

(漁港施設の維持運営)

第2条 市長は、市が所有し、又は占有する漁港施設（以下「甲種漁港施設」という。）のうち、基本施設、輸送施設（附帯用地及び安全施設を含む。）、廃油処理施設及び漁港施設用地（公共施設用地に限る。）の維持運営に関し必要な計画（公害防止又は第13条の規定による物件の除去に係る計画を含む。）を定めるものとする。

2 市長は、甲種漁港施設以外の漁港施設（以下「乙種漁港施設」という。）の維持運営について必要があると認めるときは、当該施設の所有者又は占有者に対し、当該施設の維持運営に関する資料の提出を求め、又は必要な事項を勧告することができる。

3 市長は、第1項の規定により甲種漁港施設の維持運営計画を定めようとするとき又は前項の規定により乙種漁港施設の所有者若しくは占有者に対し、重要な勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該漁港関係者の意見を聴かなければならない。

(利用の届出)

第3条 甲種漁港施設（航路を除く。）を利用しようとする者は、市長に届け出なければならない。この場合において、甲種漁港施設のうち輸送施設については、市長が公示により指定するものに限る。

(占有の許可等)

第4条 甲種漁港施設（水域施設を除く。）を一定期間占用し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは除去しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に必要な条件を付することができる。

3 第1項の占用の期間は、1箇月（工作物の設置を目的とする占用にあつては1年）を超えることができない。ただし、市長が特別の必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用料等)

第5条 甲種漁港施設を利用し、又は占有する者に対しては、使用料又は占用料（以下「使用料等」という。）を徴収する。

2 使用料等の種類、区分及び額は、別表第1のとおりとする。

3 使用料等は、現金で前納しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

4 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料等の全部又は一部を免除することができる。

5 既納の使用料等は、返還しない。ただし、甲種漁港施設を利用し、又は占有する者の責めに帰することのできない事由があると市長が認めたときは、この限りでない。

(土砂採取料等)

第6条 漁港の区域内の水域（市以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について法第39条第1項の規定による採取又は占用の許可を受けた者（以下「採取者等」という。）から土砂採取料又は占用料（以下「土砂採取料等」という。）を徴収する。ただし、同条第4項に規定する者については、この限りでない。

2 土砂採取料等の種類、区分及び額は、別表第2のとおりとする。

3 土砂採取料等については、前条第3項から第5項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「使用料等」とあるのは「土砂採取料等」と、「甲種漁港施設を利用し、又は占有する者」とあるのは「採取者等」と読み替えるものとする。

(停けい泊禁止区域)

第7条 市長は、漁港の区域内の水域の利用を適正に行わせるため必要があると認めるときは、水域の一部を停けい泊禁止区域として指定することができる。

2 停けい泊禁止区域においては、船舟又はいかだを停泊、停留又はけい留（以下「停けい泊

という。)してはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(危険物等についての制限)

第8条 爆発物その他の危険物(当該船舟の使用に供するものを除く。)又は衛生上有害と認められる物を積載した船舟は、市長の指示した場所でなければ停けい泊してはならない。

2 前項に掲げる物の荷役をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

3 危険物等の種類は、規則で定める。

(けい留施設における行為の制限)

第9条 けい留施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 船舟のけい留に支障を及ぼすおそれのあるいかなる他の物件をけい留すること。

(2) 漁獲物、漁具、漁業資材又はその他の貨物(以下「漁獲物等」という。)の陸揚又は船積以外の目的のみだりに船舟を横づけすること。

(3) 当該施設の保全に支障を及ぼす程度に漁獲物等を積み上げること。

(4) 漁獲物等をみだりに長時間置いておくこと。

(陸域内における行為の制限)

第10条 市長は、漁港施設の保安全管理に必要があると認めるときは、漁港の区域内の陸域(法第39条第1項の公共空地及び甲種漁港施設である地を除く。)の一部を行為制限区域として指定することができる。

2 行為制限区域において工作物の新築若しくは改築、土砂の採取又は土地の掘さくをしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

3 市長は、前項の規定による許可の申請があった場合は、その申請に係る事項が漁港の保全に著しい支障を及ぼすものでない限り、同項の許可をしなければならない。

4 第1項の規定による指定は、漁港の保全のために必要な最小限度の区域に限ってしなければならない。

5 市長は、第1項の規定により行為制限区域を指定し、又は廃止しようとするときは、その1箇月前までにこれを公示しなければならない。

(陸揚輸送等の区域における利用の調整)

第11条 市長は、漁港の区域の一部を陸揚輸送及び出漁準備のための区域として指定することができる。

2 市長は、前項の規定による区域内の漁港施設において漁獲物等の陸揚又は船積を行う者に対し、陸揚又は船積を行う場所又は時間その他の事項について必要な指示をすることができる。

3 船舟は、前項の漁港施設において漁獲物等の陸揚及び船積が終わったときは、速やかに第1項の指定区域外に移動しなければならない。ただし、当該区域の利用上支障がないと市長が認めて許可した場合は、この限りでない。

4 第1項の規定による指定区域内の漁港施設の利用者は、漁獲物等の陸揚又は船積が終わったときは、直ちにその陸揚又は船積を行った場所を清掃しなければならない。

(港内の秩序維持)

第12条 市長は、漁港の利用の適正を図るため特に必要があると認めるときは、港内に停けい泊をする船舟に対し、移動を命ずることができる。

(放置物件の除去命令)

第13条 市長は、漁港の区域内の水域における漂流物、沈没物その他の物件又は漁港施設内に置かれた物件が漁港の利用を著しく阻害するおそれがあると認めるときは、当該物件の所有者又は占有者に対し、その除去を命ずることができる。

(監督処分)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その許可若しくは承認を取り消し、その許可に付した条件を変更し、又は原状の回復その他漁港の保全上必要な措置を命ずることができる。

(1) 第4条第1項又は第10条第2項の規定に違反した者

(2) 第4条第2項の規定による許可に付した条件に違反した者

(3) 偽りその他不正な手段により、第4条第1項、第7条第2項ただし書、第8条第2項、第10条第2項又は第11条第3項ただし書の規定による許可を受けた者

(公益上の必要による許可の取消等及び損失補償)

第15条 市長は、特定漁港漁場整備事業その他の漁港の工事の施行又は漁港の維持管理のため特に必要があると認めるときは、第4条第1項又は第10条第2項の規定による許可を受けた者に対し、前条に規定する処分をし、又は同条に規定する必要な措置を命ずることができる。

2 前項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対しては、市は通常生ずべき損失を補償するものとする。

(損害賠償)

第16条 甲種漁港施設を滅失し、又は損傷した者は、直ちに市長に届け出るとともに、市長の指示に従い、これを原状に復し、又はその滅失若しくは損傷によって生じた損害を賠償しなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第4条第1項、第7条第2項本文、第8条第1項若しくは第2項、第9条、第10条第2項本文又は第11条第3項本文の規定に違反した者

(2) 第12条、第13条、第14条又は第15条第1項の規定による市長の命令に違反した者

第19条 偽りその他不正の行為により使用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

(過怠金)

第20条 偽りその他不正の行為により土砂採取料等の徴収を免れた者からは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を徴収する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月12日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の川内市漁港管理条例（昭和43年川内市条例第28号）、里村漁港管理条例（平成13年里村条例第14号）、漁港管理条例（昭和43年上甕村条例第12号）又は下甕村漁港管理条例（平成13年下甕村条例第11号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

別表第1 (第5条関係)

使用料等	区分		額	備考	
	利用又は占用に係る施設の種類	利用又は占用の態様			
使用料	1 外郭施設及び係留施設	ア 漁船に係るもの	(ア) 使用日数が年間30日未満の場合	総トン数1トンにつき係留24時間までごとに2円17銭	総トン数20トン未満の船舶については、無料とする。
			(イ) 使用日数が年間30日以上の場合	総トン数1トンにつき年間65円27銭	
		イ 漁船以外の船舶に係るもの	総トン数1トンにつき係留24時間までごとに4円97銭		
使用料	2 野積場及び漁具干場	(1) 漁業に係るもの	ア 使用期間が10日以内の場合	1平方メートルにつき1日1円8銭(2円66銭)	額の欄中括弧内の金額は、舗装してある野積場及び漁具干場の使用について適用する。
			イ 使用期間が11日以上1箇月未満の場合	1平方メートルにつき1日1円58銭(3円14銭)	
			ウ 使用期間が1箇月以上の場合	1平方メートルにつき1箇月43円44銭(88円7銭)	
		(2) 漁業に係るもの以外のもの	ア 使用期間が10日以内の場合	1平方メートルにつき1日1円33銭(2円91銭)	
			イ 使用期間が11日以上1箇月未満の場合	1平方メートルにつき1日1円81銭(3円39銭)	
			ウ 使用期間が1箇月以上の場合	1平方メートルにつき1箇月55円50銭(102円90銭)	
占用料	1 漁港施設用地	(1) 工作物を設置しない場合		1箇月につき市長が定める適正用地価格の1,000分の2に相当する額	占用の期間が1箇月未満である場合には、額の欄に掲げる額に1.05を乗じて得た額とする。
		(2) 工作物を設置する場合	ア 架空工作物, 円管類, 電柱類及び広告物類	薩摩川内市道路占用料等徴収条例(平成16年薩摩川内市条例第281号)第2条及び別表により算定する額	
			イ ア以外の工作物	1箇月につき市長が定める適正用地価格の1,000分の3に相当する額	
	2 外郭施設及び係留施設	(1) 工作物を設置しない場合		1箇月につき市長が定める適正用地価格の1,000分の2に相当する額に1.05を乗じて得た額	
		(2) 工作物を設置する場合	ア 架空工作物, 円管類, 電柱類及び広告物類	薩摩川内市道路占用料等徴収条例第2条及び別表により算定する額	
			イ ア以外の工作物	1箇月につき市長が定める適正用地価格の1,000分の3に相当する額	
3 輸送施設			薩摩川内市道路占用料等徴収条例第2条及び別表により算定する額		

備考

- 1 1トン未満は1トン，1平方メートル未満は1平方メートル，1立方メートル未満は1立方メートル，1日未満は1日，15日未満は0.5月，15日以上1箇月未満は1箇月として計算する。
- 2 使用料等の総額に1円未満の端数があるときは，その端数は，切り捨てる。

別表第2（第6条関係）

1 土砂採取料

区分	単位	金額	備考
砂	1立方メートル	円 98	
砂利	1立方メートル	150	
かき込砂利	1立方メートル	140	
ぐり石	1立方メートル	140	
石材	1立方メートル	3,000	
転石	直径60センチメートル未満のもの	1個 80	庭園用のものは，10倍の額とする。
	直径60センチメートル以上のもの	1個 120	

備考

- (1) 採取に係る土砂の数量に単位未満の端数があるときは，その端数を切り上げて土砂採取料を計算するものとする。
- (2) 1件当たりの土砂採取料の額は，この表により算出した額に1.05を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てた額）とする。
- (3) 1件当たりの土砂採取料の額が100円未満のときは，100円とする。

2 占用料

区分	単位	金額	備考
電気、通信、ガス又は水道施設用地	電柱	1本につき1年 円 510	占用物件たる電柱の支線又は支柱の占用料は，徴収しない。
	親子ラジオ柱	1本につき1年 190	占用物件たるラジオ柱の支線又は支柱の占用料は，徴収しない。
	鉄塔	1基につき1年 720	
	樋管等の地下埋設物		水域の占用に係る占用料の額は，左欄に掲げる金額の2分の1の額とする。
	直径50センチメートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年 69	
	直径50センチメートル以上のもの	長さ1メートルにつき1年 130	
交通施設用地	軌道	長さ1メートルにつき1年 640	複線は，倍額とする。
	通路又は通路橋	1平方メートルにつき1年 41	
農業用地	農地	1平方メートルにつき1年 6	
	採草放牧地	1平方メートルにつき1年 6	
宅地	専用住宅	1平方メートルに 90	

		つき1年		
	倉庫,工場,造船所, 事務所又は店舗	1平方メートルに つき1年	100	
鉦工業用地	仮設工作物	1平方メートルに つき1年	110	
	材料置場	1平方メートルに つき1年	78	
土木建築用地	仮設工作物	1平方メートルに つき1年	110	
	材料置場	1平方メートルに つき1年	78	
漁業用地	漁業用工作物	1平方メートルに つき1年	56	
	その他	1平方メートルに つき1年	23	
娯楽施設用地	遊船	1隻につき1年	600	
	露店又は仮設興行 場	1平方メートルに つき1年	17	
広告宣伝施設用地	広告板又は広告塔	1平方メートルに つき1年	900	板又は塔の表面積による。
その他	物干場	1平方メートルに つき1年	69	
	流木用くい	1本につき1年	77	
水域		1平方メートルに つき1年	57	

備考

- (1) 1年未満の期間に係る占用で占用料が年額で定められているものに係る占用料は、月割をもって計算する。この場合において、占用の期間に1箇月未満の端数があるときは当該端数を、占用の期間が1箇月未満であるときは当該期間を、それぞれ1箇月として計算するものとする。
- (2) 占用に係る面積又は長さの数量に単位未満の端数があるときは、その端数を切り上げて占用料を計算するものとする。
- (3) 占用の期間が1箇月に満たない占用の当該占用料の額は、この表により算出した額に1.05を乗じて得た額とする。
- (4) 1件当たりの占用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- (5) 1件当たりの占用料の額が100円未満のときは、100円とする。
- (6) この表の区分により難い区分の占用又はこの表の区分にない区分の占用に係る占用料の額は、この表の類似の区分によりその都度市長が定める。

(趣旨)

第1条 この規則は、薩摩川内市漁港管理条例（平成16年薩摩川内市条例第215号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(利用届及び許可申請)

第2条 条例第3条の規定による届出は、漁港施設の区分に応じ、別に指定する書面を市長に提出して行わなければならない。

2 条例第4条第1項の規定による許可を受けようとする者は、甲種漁港施設占用等許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

3 条例第4条第1項の規定による許可を受けた者（以下「占用者等」という。）が、許可期間の更新の許可を受けようとする場合は、許可期間満了の日前30日（許可期間が1箇月以内のときは5日）までに甲種漁港施設占用等許可期間更新許可申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

4 占用者等が許可事項（期間に係る事項を除く。）の変更の許可を受けようとする場合は、甲種漁港施設占用等変更許可申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

5 条例第7条第2項ただし書、第8条第2項、第10条第2項又は第11条第3項ただし書の規定により許可を受けようとする者はあらかじめ次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名
- (2) 当該行為の内容及び理由
- (3) 場所及び期間
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

(使用料等)

第3条 条例第5条第3項ただし書の規定により市長の承認を受けようとする者は、その理由を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

2 公務又は台風その他の災害のため甲種漁港施設を利用し、又は占用する場合は、使用料等の徴収を免除する。

3 前項に規定する場合を除き、使用料等の徴収の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名
- (2) 減免を受けようとする理由
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

(危険物等)

第4条 条例第8条第3項の規則で定める危険物等の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 港則法施行規則の危険物の種類を定める告示（昭和54年運輸省告示第547号）別表に掲げるもの
- (2) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条に掲げるもの
- (3) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）別表第1及び別表第2に掲げるもので医薬品及び医薬部外品以外のもの
- (4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項までに規定する感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いのあるもの
(その他)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年10月12日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の川内市漁港管理条例施行規則（昭和53年川内市規則第29号）、里村漁港管理条例施行規則（平成6年里村規則第14号）、漁港管理条例施行規則（昭和43年上甑村規則第7号）又は下甑村漁港管理条例施行規則（平成13年下甑村規則第9号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

薩摩川内市長 様

申請者 住所
氏名



法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

甲種漁港施設占用等許可申請書

次のとおり漁港施設を占用し、
に定着する工作物を
新築
改築
増築
除去
したいので、薩摩川内市漁港管理条例第4条第1

項の規定により申請します。

漁 港 名	第 種 漁 港		
占 用 の 場 所			
占 用 の 面 積			
占 用 の 目 的			
占 用 の 期 間	年 月 日	から	年 月 日まで
工 作 物 の 有 無	有 無	構 造	
工 作 物 の 面 積			
工 作 物 の 工 事 期 間	年 月 日	から	年 月 日まで
備 考			

- 添付書類 1 漁港平面図(占用場所を記入したもの)
2 求積平面図
3 工事設計書
4 関係者の意見書(市町村長、支庁長又は土木事務所長、漁業協同組合その他利害関係者)
5 その他市長が必要と認めるもの

年 月 日

薩摩川内市長 様

申請者 住所
氏名



法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

甲種漁港施設占用等許可期間更新許可申請書

漁港施設を占有し、工作物を新築、改築、増築、除去の許可を受けましたが、次のとおり許可期間更新の許可を受けたいので、薩摩川内市漁港管理条例施行規則第2条第3項の規定により申請します。

漁 港 名	第 種 漁 港
許 可 指 令 番 号	
許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 の 場 所	
許 可 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
更 新 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
更 新 の 理 由	

- 添付書類
- 1 漁港平面図(占有場所を記入したもの)
 - 2 求積平面図(縮尺500分の1以上)
 - 3 構造図(工作物の設置等の場合)
 - 4 関係者の意見書(市町村長、支庁長又は土木事務所長、漁業協同組合その他利害関係者)
 - 5 その他市長が必要と認めるもの

年 月 日

薩摩川内市長 様

申請者 住所
氏名



法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

甲種漁港施設占有等変更許可申請書

漁港施設を占有し、
に定着する 工作物を
新築
改築
増築
除去
の許可を受けましたが次のとおり許可内容の変更の許可

を受けたいので、薩摩川内市漁港管理条例施行規則第2条第4項の規定により申請します。

漁 港 名	第 種 漁 港				
許 可 年 月 日	年 月 日				
許 可 指 令 番 号					
占 用 の 場 所	変 更 前				
	変 更 後				
占 用 の 面 積	変 更 前				
	変 更 後				
占 用 の 目 的	変 更 前				
	変 更 後				
占 用 の 期 間	年 月 日から		年 月 日まで		
工 作 物 の 有 無	変 更 前	変 更 後	工 作 物 の 構 造	変 更 前	
	有 無	有 無		変 更 後	
工 作 物 の 面 積	変 更 前				
	変 更 後				
工 作 物 の 工 事 期 間	年 月 日から		年 月 日まで		
変 更 の 理 由					

- 添付書類
- 1 漁港平面図(占有場所を記入したもの)
 - 2 求積平面図(縮尺500分の1以上)
 - 3 構造図(工作物の新築改築等の場合)
 - 4 関係者の意見書(市町村長、支庁長又は土木事務所長、漁業協同組合その他利害関係者)
 - 5 その他市長が必要と認めるもの

○視点別評価

委員名

視点	事務事業を評価する際の着眼点
妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施の対象・手段は適切か ・市民ニーズを反映しているか（ニーズが薄れていないか） ・国や県、他の課の事務事業と重複または類似していないか ・民間で実施する方が、より成果や効率性が高まらないか ・すでに期待した目的を達成した事業ではないか ・社会情勢の変化による目的や対象・手段について見直しの余地はないか
効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・更なるコスト削減が図れないか ・費用対効果は適切か ・従事職員数は適切か ・他の実施主体を活用し、コスト削減が図れないか ・整理・統合できる事業はないか
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・目的に沿って期待通りの成果があるか ・事業継続により成果の向上が期待できるか ・コストに対し、十分な成果があがっているか
事業の視点別評価	<p>■ 妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い</p> <p>■ 効率性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い</p> <p>■ 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い</p>

○評価区分

区分	評価の理由	チェック		
現状のまま継続	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容や実施方法が適切である ・事業規模（予算）が適切である 			
見直しの上で継続	拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・事業規模（予算）を拡大すべきである ・対象範囲を見直す必要がある 		
	統合	<ul style="list-style-type: none"> ・他の事務事業と統合すべきである 		
	手段の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容や実施手法を見直す必要がある ・業務処理の効率化を図るべきである ・民間で実施した方が効果的・効率的である ・市民ニーズの再把握が必要である 		
		移管	<ul style="list-style-type: none"> ・他の課・部署へ移管すべきである 	
		縮小	<ul style="list-style-type: none"> ・事業規模（予算）を縮小すべきである ・対象範囲を見直す必要がある 	
	休止	<ul style="list-style-type: none"> ・目的の達成状況、社会情勢の変化から、事業実施の必要性・緊急性がない又は低い。 		
廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・市で実施する妥当性がない ・目的の達成手段として不適切である ・事業効果がない又は低い ・実施の必要性がない又は低い ・他の事業と重複している 			
今後の改革の方向性	<input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の事業と統合 <input type="checkbox"/> 手段の改善 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止			



外部評価結果のまとめ（行政改革推進委員会の意見）
<p>■評価■（今後の改革の方向性）</p> <p>■付記する意見■</p>